

I 第2期那須塩原市教育振興基本計画

第2期那須塩原市教育振興基本計画について

本市では、教育施策の基本的な方向性を示す「那須塩原市教育振興基本計画」を策定し、2017年度から2022年度にかけて各種事業を展開してきました。今般、これまで取り組んできた施策の現状と課題、本市教育を取り巻く社会状況を踏まえ、本市における教育のより一層の振興を図るため、「第2期那須塩原市教育振興基本計画」（2023年度～2027年度）を策定しました。

1 基本理念

本計画の根本的な考え方となる基本理念については、「第2次那須塩原市総合計画」の将来像「人がつながり 新しい力が湧きあがるまち 那須塩原」及び教育部門の基本政策「未来を拓く心と体を育むために」を踏まえ、加えて、近年の本市教育を取り巻く状況を勘案して次のとおりとします。

心豊かに 学び続けることのできるまち 那須塩原
～自分らしく たくましく 未来を拓く人づくり～
Fun & Exciting Education in Nasushiobara

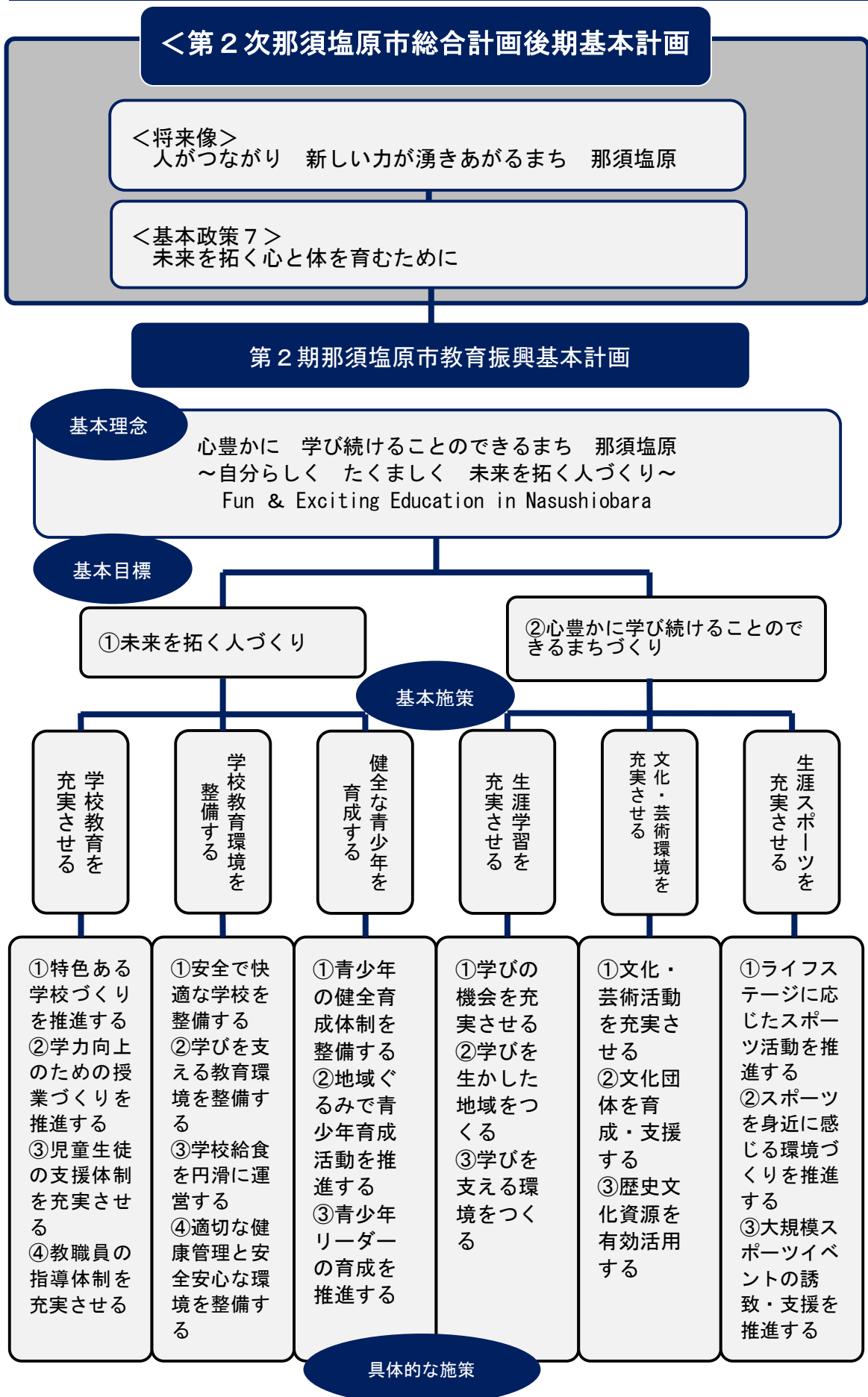
2 基本目標・基本施策

基本目標	基本施策
1 未来を拓く人づくり	①学校教育を充実させる
	②学校教育環境を整備する
	③健全な青少年を育成する
2 心豊かに学び続けることのできるまちづくり	④生涯学習を充実させる
	⑤文化・芸術環境を充実させる
	⑥生涯スポーツを充実させる

推進に当たっては、関係機関、諸団体との緊密な連携のもと、市民の理解と協力を得ながら、教育行政を生涯学習の観点に立って政策を総合的に推進します。

また、県教育委員会の「栃木県教育振興基本計画 2025 ―とちぎ教育ビジョン―」に基づく諸施策を全ての教育活動に生かし、学校・家庭・地域社会の連携・融合のもと諸政策を推進・充実します。

3 施策の体系



4 施策の展開

■ 基本目標 ▶ 未来を拓く人づくり

基本施策① 学校教育を充実させる

<施策の目指す姿>

「学びが面白い学校」の実現により、児童生徒が夢をもち、自分らしく、たくましく、心豊かに学んでいます。

■ 現状と課題

- 本市の学校教育は「人づくり教育」を基本方針とし、これまで小中一貫教育、ICT教育、英語教育などを進めることで、特色ある学校づくりの推進やコミュニケーション力の向上に努めてきました。
- 「学校教育の充実」は、市民アンケートの「施策の重要度平均値」と「今後5年間で優先的に取り組んでほしい施策」において上位5項目に入るなど、市民の関心度は高くなっています。
- 市内の児童生徒数が減少傾向にある一方、配慮が必要な児童生徒は増加傾向にあり、全ての児童生徒が自己の力を伸ばすことができるよう、きめ細かな支援体制の充実が求められています。
- 多忙化する教職員の働き方改革が進められる中、質の高い教育を提供するため、教職員の資質向上を図る必要があります。
- 技術革新や国際化などが急速に進む新しい時代において、児童生徒に必要となる資質・能力を育む授業づくりをはじめ、教職員の資質向上や支援体制の充実を通じて、児童生徒が学ぶ力を付け、意欲をもって学び続けることのできる「学びが面白い学校」の実現が求められています。

学校教育の基本方針
「人づくり教育」

那須塩原市における学校教育は、目指す学校像「学びが面白い学校」

- 学びのSTEAM化でワクワクドキドキする学校づくり
- 学校DXによる多様な学び
- 子ども一人ひとりのウェルビーイング
- 働きがいをもって学び続ける教職員

の実現により、児童生徒が夢をもち、自分らしく、たくましく、心豊かに学ぶことで、自らの可能性を發揮し、多様な他者と協働しながら、よりよい社会と幸福な人生を切り拓き、持続可能な未来の創り手となる児童生徒を育てることを目指し、目指す子ども像を

「楽しさいっぱい 夢いっぱい ふるさと大好き 那須塩原っ子」

とし、その実現に向け「人づくり教育」を推進します。

「人づくり教育」とは、子どもたちが将来、自分の夢や希望をもち、社会の一員としての責任を果たしながら自己実現を図っていけるように、自分自身をしっかりと見つめ、自分の可能性に挑戦するなど、自分の能力や適性について理解を深め、ものの見方や考え方、行動等に自己責任をもつ体験を通して、義務教育9年間で人格の基盤づくりをしていくことです。

そのためには、子どもたちが安心して学び生活ができる教育環境が大切であり、保護者や地域の人々と学校が互いに協力し合い、特色ある学校づくりを進めていく必要があります。

そこで、次の3つを柱として、各学校においては学校・家庭・地域社会のそれぞれの教育機能を生かした創意ある学校経営を進めるとともに、小中一貫教育を推進することにより、学校教育の充実を図ってまいります。

- 一 目標を実現できる力としての「確かな学力・体力」の向上
- 一 社会の一員としての資質の基礎となる「社会力」の向上
- 一 よりよく生きるための土台である「豊かな心（感性）」の育成

「人づくり教育」の推進にあたっては、教育活動全般を通して「自分を知る、自分をさがす、自分をつくる」場を意図的・計画的に設定し、小中一貫教育を踏まえ、発達や学年の段階に応じて繰り返すことで、児童生徒一人一人の生きる力を育んでいきます。

- 自分を知る … 自分自身をしっかりと見つめ、よさと課題を知る。
- 自分をさがす … 自ら目標を立て、実現に向けて努力する。
- 自分をつくる … 自己の成長を確認し、新たな目標に向かって努力しようとする意欲をもつ。

児童生徒が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが、これからの学校に求められています。児童生徒や地域の実態を捉え、家庭や地域社会と協力し、各学校の特色を生かした教育活動の充実を図りながら、「人づくり教育」を推進してまいります。

基本理念

第2期那須塩原市教育振興基本計画

心豊かに学び続けることのできるまち 那須塩原
～自分らしく たくましく 未来を拓く人づくり～

目指す子ども像 楽しさいっぱい 夢いっぱい ふるさと大好き 那須塩原っ子

人づくり教育 —人格の基盤づくり—



■ 課題解決のための具体的な施策

● 具体的施策① 特色ある学校づくりを推進する

▶ 取組内容

① 小中一貫教育（義務教育学校を含む）の充実

- 本市の学校教育の基本方針である「人づくり教育」を推進するため、各中学校区の特色を生かしながら小中一貫教育を実施し、義務教育9年間を通じた学びの連続性・系統性を図る教育活動を実施します。

② 学校評価や学校評議員制度の充実

- 学校評価制度及び学校評議員制度による自己評価・外部評価等を充実させることにより、児童生徒がより良い教育活動を楽しむよう学校運営の改善に努めます。

③ 学校と家庭・地域の連携の充実

- 「地域と共にある学校づくり」を推進するため、学校・家庭・地域の効果的な連携・協働を実現するための取組を推進します。

④ 各学校の特色ある教育活動の支援の充実

- 「開かれた学校づくり」のため、各学校区の実情に応じた特色ある教育活動を展開するための支援を充実させ、各学校の活性化を図るとともに、その取組を地域へ発信します。

● 具体的施策② 学力向上のための授業づくりを推進する

▶ 取組内容

① 学習指導要領の趣旨の実現

- 学習指導要領の趣旨を実現し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に取り組みます。

② ICTの活用による授業づくりの推進

- ICT機器を効果的に活用し、授業を工夫していくことにより、児童生徒の学ぶ意欲を高めるとともに、学習内容の理解を深めます。

③ ALTの有効活用

- ALT（※1）の全校配置により、児童生徒が日常的に英語を使ってコミュニケーションを図る機会を創出するほか、異文化に触れられる機会をつくります。また、イングリッシュ サマー スクールなどを実施し、普段の学校生活以外でもALTの有効活用を図ります。

● 具体的施策③ 児童生徒の支援体制を充実させる

▶ 取組内容

① ICTを活用した学級経営の充実

- WEBQU（※2）やGIGAスクール構想により配備した端末を活用したアンケートを実施することにより、児童生徒の状況把握を迅速に行い、いじめや不登校の未然防止や居心地の良い学級経営の充実に努めます。

② スクールソーシャルワーカーの有効活用による家庭への支援の充実

- 不登校や虐待、経済的困窮等様々な問題に対し、早期かつ適切に対応するため、スクールソーシャルワーカー（※3）の適正配置及び有効活用により、問

題を抱える児童生徒や家庭への支援の充実を図ります。

③ 不登校児童生徒の個に応じた支援体制の充実

- 適応指導教室及び宿泊体験館メープルでの活動を通して、不登校や不登校傾向にある児童生徒一人ひとりに応じた指導、助言を行うことで、学校復帰や社会的自立に向けた支援の充実を図ります。また、スクールカウンセラーの活用やフリースクールをはじめとした関係機関等と連携を図り、個々の状況や対応についての情報共有を行い、児童生徒に対する支援を推進します。

④ きめ細かな指導をするための人的支援の充実

- 各学校の実情やさまざまな支援に必要な市採用教師等を適切に配置し、児童生徒が心豊かに学び続けられるようきめ細かな指導・支援体制の充実に努めます。

⑤ 特別支援教育の充実

- 全ての児童生徒がそれぞれの能力や特性に応じた教育を受けられるよう、教職員の指導力の向上を図るとともに、障害のある児童生徒が生涯にわたり自立し、社会参加ができるよう支援します。

● 具体的施策④ 教職員の指導体制を充実させる

▶ 取組内容

① 教職員の働き方改革の推進

- 「那須塩原市立学校における働き方改革かがやきプラン（第2期）」に基づき教職員の働き方改革を推進し、教職員の業務改善を図ります。

② 指導力向上のための研修会等の充実

- 教職員を対象とした各種研修や、訪問型研修、教職員向けサイトによる情報提供等を通して、教職員の指導力向上を図ります。

③ ICTの活用による業務改善

- 統合型校務支援システムや各種クラウドサービスを活用するとともに、ICT支援員等のサポートを充実させ、教職員の業務改善を推進します。

④ 持続可能な部活動運営体制の整備

- 部活動指導における教職員の負担軽減及び持続可能な部活動運営体制を整備するために、部活動の地域移行を進めます。

(※1) 外国語指導助手（アシスタント・ランゲージ・ティーチャー）。児童生徒の外国語発音や国際理解教育の向上を目的として学校に配置され、授業を補助する

(※2) 児童生徒一人ひとりの理解と対応方法、学級集団の状態の把握と今後の学級集団づくりの方針を得ることを目的とした標準化された心理テスト。アンケートの実施及び結果の把握をWEB上で行う

(※3) 児童生徒の日常生活での悩みや学校でのいじめ、家庭内での虐待、経済的困窮等様々な問題に対して、家族や学校の先生、関係機関と連携しながら解決に向けて支援に当たる専門職

■基本目標▶未来を拓く人づくり

基本施策② 学校教育環境を整備する

<施策の目指す姿>

安全で快適な教育環境が確保され、すべての児童生徒が安心して健康的な学校生活を送っています。

■現状と課題

- 学校施設の老朽化が進む中、校舎・体育館の改修や普通教室へのエアコン設置、トイレの洋式化などを行い、児童生徒が安全で快適に過ごせる環境を整備してきました。引き続き、教育施設長寿命化計画に基づく計画的な施設整備を行うことに加え、猛暑や感染症への対策、さらには地球温暖化を緩和するための取組が求められています。
- 児童生徒が減少傾向にあることから、小中学校適正配置基本計画にもとづき、令和5年度には4つの小中学校を一つにした籌根学園を開校しました。今後も、適正な学校規模のもとですべての児童生徒が安全で安心して学べる環境を整えることが求められています。
- 成長期にある児童生徒の健全な発達のため、栄養バランスのとれた学校給食の提供や適切な健康管理に努める必要があります。また、学校給食を活用した食育を推進し、地域農業や食文化等について理解を深めるために地場産物の積極的な使用に努めています。
- 登下校時の安全を確保するための必要な対策を講じているなか、児童生徒・保護者等の不安払拭のため、安全点検の強化を図り、危険箇所の改善を促進させるなど、さらなる通学路の安全対策が求められています。

■課題解決のための具体的な施策

●具体的施策① 安全で快適な学校を整備する

▶取組内容

① 施設の建設・改修

- 児童生徒が安全で快適な環境の中で学べるよう、老朽化した学校施設の計画的な建替えや改修、維持管理を行います。

② 環境に配慮した施設整備

- 施設整備に当たっては、二酸化炭素を削減し地球温暖化の緩和に寄与するため、また、児童生徒に環境問題を身近に感じてもらうため、LED照明や太陽光発電設備の整備など環境に配慮した取組を行います。

③ 施設の長寿命化の推進

- 学校施設の長期有効活用を図るため、教育施設長寿命化計画に基づき、建物の耐久性等の向上及び建物の維持管理費用の縮減に取り組みます。

●具体的施策② 学びを支える教育環境を整備する

▶取組内容

① 学校規模の適正化

- 学校の学級数や児童生徒数の変動による課題を解消し、特色ある学校教育を

推進できるよう学校規模の適正化を図ります。なお、学校規模の適正化の検討に当たっては、児童生徒数の推移や地域性を十分考慮しながら行います。

② スクールバスの運行

- 統廃合などにより遠距離通学となった児童等の通学の負担を軽減するため、必要な地域でスクールバスを運行します。

③ 就学援助の実施

- 経済的な理由で小・中・義務教育学校での就学が困難な児童生徒及び特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対し、学用品費や給食費等を支給し、就学援助を行います。

④ 奨学資金の給付・貸与

- 学ぶ意欲と明確な目標意識がありながら、経済的な理由により修学が困難な高校生や大学生等に対し、教育の機会均等を図るため、奨学資金の給付及び貸与を行います。

⑤ 教材、備品の整備

- 学校における安定した学習環境を整えるため、必要な教材及び備品の整備を図ります。

⑥ 学校ICT環境の整備

- 児童生徒が様々な場面でICTを活用できる環境を整備するため、学校教育情報化推進計画に基づき、タブレットや電子黒板、無線LAN環境の更新や維持管理を行います。

⑦ 学校情報セキュリティの確保と利便性の両立

- 学校情報セキュリティポリシーに基づき、児童生徒と教職員が安心してICTを活用できる環境を確立するとともに、利便性の向上に取り組みます。

● 具体的施策③ 学校給食を円滑に運営する

▶ 取組内容

① 安全安心な学校給食の提供

- 学校給食共同調理場及び自校調理校において、より一層、安全衛生管理に努めるとともに、給食の各種検査を実施し、児童生徒に安全安心な学校給食を提供していきます。

② 学校給食における食育の推進

- 新鮮で安全な地場産物を積極的に取り入れるとともに、行事にまつわる料理の提供や給食だよりにおいて食に関する情報の提供を行うなど、学校給食を「生きた教材」として活用することで、食育の推進を図ります。

③ 給食費滞納対策の強化

- 学校給食における受益者負担の原則の観点から、収納体制の充実と給食費滞納対策の強化を図ります。

④ 学校給食施設及び設備の改修

- 学校給食の提供に必要な施設や設備について、安全性や衛生性を高め、安全安心な学校給食を安定的に提供するため、計画的に改修・更新を図ります。

● 具体的施策④ 適切な健康管理と安全安心な環境を整備する

▶ 取組内容

① 児童生徒の健康診断の適切な実施

- 児童生徒の健康管理のために、受診の対象となる全ての児童生徒が適切な時期に健康診断・各種健診を受けられるよう支援を行います。

② アレルギーへの適切な対応

- 「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を活用し、アレルギー疾患のある児童生徒の状況を把握するとともに、「那須塩原市小・中学校アレルギー対応マニュアル」に沿った適切な対応に努めます。また、教職員を対象としたアレルギー対応研修を実施し、学校における管理体制の強化を図ります。

③ 通学路の交通安全対策の構築

- 「那須塩原市通学路安全対策プログラム」に基づき、「通学路安全推進会議」の設置をはじめ、児童生徒が安全安心に通学できるよう学校・家庭・地域・その他関係機関が連携しながら、通学路の安全確保を図ります。

■基本目標▶未来を拓く人づくり

基本施策③ 健全な青少年を育成する

<施策の目指す姿>

地域ぐるみで子どもを育てる意識を持ち、「ふるさと那須塩原市」を愛する心豊かでたくましい青少年が育っています。

■現状と課題

- 青少年を取り巻く社会環境の変化は著しく、インターネットやSNSの普及により誰もが利便性を享受できる反面、青少年が自然や人とのふれあいの中での人格形成や社会性を育むことが難しい状況にあります。こうした社会環境は、青少年の規範意識や罪悪感の希薄化、自己抑制力やコミュニケーション能力の低下を招き、様々な非行や問題行動を引きおこし、社会的な重大事件に発展する恐れもあり、青少年の健全育成に向けた取組の重要性を増しています。
- 本市では、青少年の健全育成に向けた取組として、少年指導員による巡回指導やこどもを守る家の設置、青少年の参画・活動機会を提供するため、「子どもフェスタ」や「子どもカレッジ」の開催や青少年健全育成団体への支援など、様々な青少年健全育成に関する施策、事業に取り組んできました。
- しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響は、特に少年指導員等の巡回指導時の「愛の声かけ」などによる青少年と接する機会の減少や、子どもフェスタなどの開催取りやめなど、青少年健全育成に係る事業を十分に提供できない状況が続いています。
- 地域ぐるみでの青少年健全育成活動の推進では、こどもを守る家の設置件数が、前期計画の目標値を上回っており、多くの市民からの協力を得られています。
- 今後は、ウィズコロナの「新しい生活様式」を踏まえ、市民、事業者及び行政が協働による連携を強化しながら、青少年への働きかけや青少年の参画・活動機会の提供を行い、その情報を健全育成団体と共有することが求められています。

■課題解決のための具体的な施策

●具体的施策① 青少年の健全育成体制を整備する

▶取組内容

① 巡回指導活動時の青少年と接する機会の増加

- 青少年の現状を把握するため、少年指導員の指導体制を見直し、巡回指導活動が途切れることなく青少年と接する機会の増加を図ります。

② 青少年健全育成組織体制の強化

- 地域全体で青少年を見守る活動を継続していくため、より多くの関係団体が参加できる体制を整備することで、青少年健全育成組織の体制を強化します。また、巡回指導を行う少年指導員を対象に、時勢に応じた研修を実施することで、青少年の現況把握と指導員としての資質の向上を図ります。

③ 各種支援団体との連携強化

- 困難を抱えている青少年やその家族をきめ細かく支援するため、各種支援団体との連携強化を図り、青少年相談の支援体制の充実を図ります。

● 具体的施策② 地域ぐるみで青少年育成活動を推進する

▶ 取組内容

① こどもを守る家の設置件数の増加

- こどもを守る家の設置件数の増加を図るため、さらなる周知に努めるとともに、市内全体にバランス良く設置されるよう地域の現状に応じた活動を推進します。

② 地域ぐるみで子どもを見守る機運の醸成

- 子どもを見守るまち宣言に基づき、登下校時の見守りを行うなど、地域ぐるみで子どもを見守る機運の醸成を図ります。

③ 困難を抱える青少年への相談・支援の強化

- 青少年が希望を持ち、自立した生活ができるよう、多様化した悩みに適切に対応するため、関係機関との連携を強化した相談・支援に取り組みます。

● 具体的施策③ 青少年リーダーの育成を推進する

▶ 取組内容

① 青少年リーダーの育成

- 青少年が社会を生き抜く力や能力を伸ばすことで、リーダーとしての資質を育めるよう、参加型の行事を開催するなどして人材育成に取り組みます。

② 青少年健全育成団体への支援

- 青少年健全育成の活動を継続的に推進していくため、地域に密着して独自の活動を展開している青少年健全育成団体に対して支援を行います。

③ 青少年の情報活用についての啓発

- 青少年の発達段階に応じた情報の活用や、インターネットやSNSの適正な利用について啓発活動の充実を図ります。

■基本目標▶心豊かに学び続けることのできるまちづくり

基本施策④ 生涯学習を充実させる

<施策の目指す姿>

市民一人ひとりがライフステージに応じ、自ら学び続け、豊かな人生を送るとともに、「学び」が人をつなぎ、地域づくりに生かされています。

■現状と課題

- 「生涯学習」とは、人々が生涯に行うあらゆる学習のことで、学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、企業内教育、趣味など、様々な場や機会において行う学習のことです。教育基本法第3条においては、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」と規定されています。
- 本市では、その生涯学習社会の実現に向けて、令和2（2020）年度、黒磯駅前に那須塩原市図書館（「みるる」）を開設するなど、学びの機会の提供や学習環境の整備といった様々な学びに関する施策、事業に取り組んできました。
- しかしながら、新型コロナウイルス感染症の流行以降、「なすしおぼら まなび博覧会」「市民大学講座」「出前講座」「公民館事業」など各種イベントや講座が中止を余儀なくされ、学びの場を提供できない状況が続いてきました。
- また、地域と学校が連携・協働して地域づくりを進める地域学校協働本部事業についても、令和3（2021）年度までに市内全10地域において本部を設置し、地域づくりに積極的に取り組みましたが、その事業の多くが中止せざるを得ない状況でした。
- 今後は、市民が生涯にわたって学び続けられるよう、ウィズコロナの「新しい生活様式」を踏まえ、ICTを積極的に活用するなど、感染対策を講じたイベントや講座の開催をするとともに、学びを活用した地域づくりにより一層取り組む必要があります。

■課題解決のための具体的な施策

●具体的施策① 学びの機会を充実させる

▶ 取組内容

① ライフステージに応じた多様な学習機会の提供

- 主に乳幼児期からの家庭教育、青少年期の体験活動や地域とのつながりづくり、成人期のリカレント教育（学び直しの機会）、高齢期の生きがいづくりや仲間づくりといったライフステージに応じた学習機会を提供します。市内全15公民館においても各種講座等の開催を通じて学習機会の提供に取り組めます。特に全ての教育の出発点である家庭教育については、家庭教育オピニオンリーダーや各公民館の社会教育指導員と連携し、就学時健康診断時親学習などを通じて、その支援の充実に取り組めます。

② 人生100年時代を豊かに生きるために必要な学びの提供

- 生涯を通じて学べる「文化芸術」、「伝承文化」、「地域の歴史」、「健康づくり」、「生涯スポーツ」、「読書活動」等の学びを提供します。

③ 現代的課題に応じた学習機会の提供

- 急速に進むデジタル化に対応した学びについて、誰もがその恩恵を受けられるように対応します。また、多様性を尊重する社会の実現に向けた取り組みを推進します。

● 具体的施策② 学びを生かした地域をつくる

▶ 取組内容

① 地域と学校との連携・協働の推進

- 市内全 10 地区に設置した地域学校協働本部を中心に、地域の特色を生かした活動をより一層推進するとともに、今後は「地域とともにある学校づくり」に有効なツールである「コミュニティ・スクール」の導入を進め、地域と学校が一体となって子どもたちの成長を支えていきます。

② 多様な主体との連携・協働の推進

- 多様な団体と連携・協働しながら、多様化する市民のニーズに応じた学習機会を提供し、次代を担う青少年の健全育成を推進します。

③ 学びの成果を生かす取組の推進

- 学びの成果を生かし、主体的に地域活動に取り組む人材を育成します。また、学んだ成果を地域で生かすことのできる場を提供します。特に家庭教育オピニオンリーダー等の育成と活用することにより学びを生かした地域づくりを推進します。

● 具体的施策③ 学びを支える環境をつくる

▶ 取組内容

① 生涯学習関連施設の機能の充実と活用

- 市民が利用しやすい生涯学習関連施設のソフト面の整備や機能の充実を図ります。特に生涯学習関連施設（公民館等）の ICT 環境の充実（デジタル化）について積極的に取り組むことで、施設間での連携を推進し、多様なニーズに対応できるようネットワーク化を図ります。併せて、生涯学習関連施設の有効活用を図り、市民の生涯学習活動の発表の場を提供します。

② 生涯学習関連情報の提供及び相談体制の充実

- あらゆる年代に、より多くの生涯学習に関する情報が届くよう、紙媒体のほか、スマートフォンの利用を意識した SNS などの多様な媒体を活用します。また、適切なアドバイスが受けられるような体制を構築し、様々な学習ニーズに対応できるようにします。

■ 基本目標 ▶ 心豊かに学び続けることのできるまちづくり

基本施策⑤ 文化・芸術環境を充実させる

< 施策の目指す姿 >

地域の歴史や文化への理解を促進しながら新たな魅力を提供することで、市民が文化芸術活動に親しんでいます。

■ 現状と課題

- 文化・芸術に対する市民の要求も多様化している中、新型コロナウイルス感染症の流行以降、文化振興事業や博物館等の事業が中止を余儀なくされ、利用者の減少が起きています。感染症対策やオンライン化などウィズコロナの「新しい生活様式」を踏まえた、市民が多様な文化・芸術に触れ、参加する機会の提供が求められています。
- 文化・郷土芸能団体については、新規会員の獲得に苦慮している他、会員の高齢化など、存続が困難になっている団体もあります。伝統ある地域の行事等を受け継いでいくため、担い手の育成や発表会等の活動の場を提供するなどの支援が求められています。
- 本市には指定・未指定の文化財を含む多くの歴史文化資源がありますが、保存・管理・継承していくことが困難になりつつあります。次世代への継承や郷土愛を醸成するため、デジタルアーカイブ化による保存・活用や、日本遺産に認定された那須野が原開拓の歴史に所縁の深い文化財を中心に、観光振興と連携した活用が求められています。

■ 課題解決のための具体的な施策

● 具体的施策① 文化・芸術活動を充実させる

▶ 取組内容

① 自主事業や展示会等による文化・芸術に触れる機会の提供

- 市民が心豊かな生活を送れるよう、自主事業や展示会等を実施することで文化・芸術に触れる機会を提供します。

② 小中学生に向けた鑑賞事業の実施

- 小中学生が文化・芸術を身近に感じることで、創造力や人間性を高め、豊かな心を育むため、小中学生向けの鑑賞事業を実施します。

③ 地元音楽家等の人材の活用と活動の場の提供

- 地域に根ざした芸術・文化活動を推進するため、地元音楽家等の人材を活用し、活動の場を提供するとともに、将来を担う子どもたちの文化・芸術の関心を高めます。

④ 文化施設の整備・改修及び適正な管理運営

- 文化・芸術活動の中心である文化施設を適正に管理運営し、安定した文化・芸術活動の場を持続的に提供するため、計画的な整備・改修を実施します。

● 具体的施策② 文化団体を育成・支援する

▶ 取組内容

① 文化協会、郷土芸能団体の活動への支援

- 地域の文化・芸能の振興を担う文化協会、郷土芸能団体の活動を支援することで、文化・芸術活動の活発化を図ります。

② 市民文化団体の活動への支援

- 市民による文化団体に発表の場を提供するなど活動を支援することで、市民の文化活動への参加意欲を促進します。

③ 文化団体の情報発信や担い手育成の支援

- 文化団体や郷土芸能団体において担い手不足が問題になる中、文化団体の活動の情報発信や担い手育成を支援することで、文化・芸術を継承していきます。

● 具体的施策③ 歴史文化資源を有効活用する

▶ 取組内容

① 新たな文化財の指定と既存の指定文化財の保存・管理・継承

- 地域の歴史文化資源である指定等文化財を適正に保存・管理することで持続的に継承し、新たな文化財を発見、指定することで貴重な文化財の保護に努めます。

② 歴史文化資源のデジタルアーカイブ化による保存・活用

- 歴史文化資源のデジタルアーカイブ化により、現状を記録することで、持続的に保存・継承するとともに、SNS等による活用を推進します。

③ 無形民俗文化財保存団体の支援

- 地域に古くから伝わる伝統芸能を伝える無形民俗文化財保存団体を支援し、活動を活発化させることにより地域活性化や伝統芸能の継承に寄与します。

④ 地域固有の歴史・文化の保存・活用

- 地域固有の歴史や文化の価値や魅力を地域で共有し、文化財保存活用地域計画に基づき、保存・活用していくことで、郷土愛を育み、貴重な歴史文化資源を継承していきます。

⑤ 日本遺産の魅力を観光振興に活用した地域活性化の推進

- 日本遺産の魅力を観光振興に活用し、広く発信することで、市民はもとより市外からの関心を集め、地域活性化を推進します。

■基本目標▶心豊かに学び続けることのできるまちづくり

基本施策⑥ 生涯スポーツを充実させる

<施策の目指す姿>

市民の一人ひとりがいつでも、どこでも、いつまでも、それぞれのライフステージに応じた運動やスポーツに親しんでいます。

■現状と課題

- 将来人口推計では、今後人口減少が進むものの65歳以上の高齢者の人口は増加し、高齢化率が高まると推計されており、高齢者の運動・スポーツを行う機会の提供が必要です。
- 令和3(2021)年に東京2020オリンピック・パラリンピックが、令和4(2022)年10月にいちご一会とちぎ国体・とちぎ大会が開催されましたが、今後も、大規模スポーツイベントの誘致を引き続き行い、スポーツの魅力を市民に伝える必要があります。
- 市民の週1日以上スポーツ実施率が全国平均より低い状況であり、スポーツへ関心を高める取り組みとともに、スポーツをする機会の提供が必要です。
- スポーツ施設については、施設の老朽化が目立つ状況であり、市民からの新たなニーズに対応し、様々な方が安全安心及び快適に施設を利用できる環境の整備が必要です。

■課題解決のための具体的な施策

●具体的施策① ライフステージに応じたスポーツ活動を推進する

▶取組内容

① ニュースポーツの普及促進

- スポーツへの関心を高めるために、様々な世代の方が楽しめるニュースポーツやレクリエーションの普及を行います。

② 高齢者スポーツの普及促進

- 高齢者が健やかにスポーツライフを楽しむことができるようスポーツに参加できる環境を整備することで、高齢者の健康づくりや生きがいづくりを目指します。

③ 障害者スポーツの普及促進

- 東京2020パラリンピックを契機に、さらに障害者スポーツの普及促進を行い、障害者も共に楽しめる環境を目指します。

④ 各種スポーツ大会の開催

- 各種スポーツ大会を開催し、スポーツを楽しむ機会の提供を行います。

●具体的施策② スポーツを身近に感じる環境づくりを推進する

▶取組内容

① スポーツ施設整備計画に基づく施設整備

- 市民のニーズに合わせ、安全安心で快適な施設利用が図られるよう、スポーツ施設整備計画に基づく施設の整備を行います。

② 各種スポーツ団体との連携強化

- 各種スポーツ団体と連携し、それぞれのスポーツ人口の増加を図ります。

③ スポーツ指導者の育成・支援

- 地域のスポーツ指導者の育成・支援を行います。

● 具体的施策③ 大規模スポーツイベントの誘致・支援を推進する

▶ 取組内容

① 大規模スポーツイベントや合宿の誘致

- スポーツ環境を活用した合宿や、スポーツイベントを誘致することで、様々な方にスポーツの魅力を伝えるとともに、交流人口の増加を図ります。

② 大規模スポーツイベントとの連携強化

- スポーツイベント開催の際には、市民参加の体験イベントも併せて行うことで、多くの市民がスポーツに触れる機会の提供を行います。

③ 観光資源を生かしたスポーツツーリズム等の実施

- 観光資源などスポーツ以外の分野と連携したスポーツツーリズム等の実施により、地域の活性化や魅力向上を図ります。

④ スポーツボランティアの拡充

- スポーツボランティアの拡充を進め、市民との協働によるスポーツイベントを開催します。